

Title	国立大学法人における共同研究等に係る情報公開請求への近年の対応に関する考察
Author(s)	下田, 隆二
Citation	年次学術大会講演要旨集, 28: 129-134
Issue Date	2013-11-02
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/11682
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

国立大学法人における共同研究等に係る情報公開請求への近年の対応 に関する考察

○下田隆二（東京工業大学）

1. はじめに

大学と企業との共同研究・受託研究等の産学連携関係の情報は、企業戦略にも関係し適切な管理が求められる一方で、大学や大学教員の活動の透明性確保の観点から公開の社会的要請もある。発表者は過去に内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の答申を分析し、大学における共同研究等の情報の管理と公開のあり方について発表した¹が、その後の時間の経過もあり、詳しい研究内容に関する資料が請求される事例や、請求を受けた国立大学から意見照会を受けた共同研究企業が情報公開に反対する事例も見られている。また、原発の安全規制や治験等を巡って大学教員と企業との関係にさらに注目が集まっている面もある。本発表では、国立大学法人への共同研究等の情報公開請求に関し、上記審査会の近年の答申を分析し、国立大学における共同研究等の情報公開請求への対応の現状と課題を改めて考察する。

2. 情報公開請求制度の概要

（1）制度の概要

行政機関や独立行政法人（国立大学法人を含む）等の保有する情報の一層の公開を図るため、情報公開請求制度が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律²、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律³などにより整備されている。この制度に基づいて誰でも、行政文書・法人文書の開示を請求できる。行政文書・法人文書は、行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているものとされる。請求がなされれば、行政文書・法人文書に以下の不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない。

不開示としてよい情報の類型には以下のものがあるが、それぞれにさらに例外（開示すべき情報）が規定されているものもある。（以下では国立大学法人が関係する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律を「法」という。）

①個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等（法第5条第1号本文）

ただし、この情報であっても、例外（つまり、開示すべき情報）として以下が列記されている。

- ・法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法第5条第1号ただし書きイ）

¹ 下田隆二、「共同研究等の産学連携に係る情報の管理と情報公開請求への対応」, 研究・技術計画学会第23回年次学術大会講演要旨集, pp.819-822, 2008年

² 平成11年5月14日法律第42号

³ 平成13年12月5日法律第140号

・人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ただし書きロ）

・当該個人が独立行政法人等の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（法第5条第1号ただし書きハ）

②法人（企業）等に関する情報で、公にすると、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第5条第2号イ）、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等（法第5条第2号ロ）。ただし、この場合も、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くとされている（法第5条第2号ただし書き）。

③団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの（法第5条第3号）

④国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第5条第4号（イ～ト））

（２）開示決定、不服申し立てと情報公開・個人情報保護審査会

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う（30日以内の延長可）。また、行政文書・法人文書に第三者に関する情報が記録されているときは、その第三者に意見書の提出の機会を付与できる。また、公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えなければならない。行政機関又は独立行政法人等の開示・不開示の決定に不服がある場合、請求者は不服を申立てることができる。開示決定等について不服申し立てがあったときは、行政機関の長又は独立行政法人等は、内閣府に置かれた情報公開・個人情報保護審査会（以下、本稿において「審査会」という。）に諮問することとなる⁴。

3. 従来の公開慣行（以前の発表のまとめ）

（１）奨学寄附金に関する情報公開

大学において奨学寄附金の申込みの受理や、その受入れの可否判断のための書類が作成される。これらの書類に含まれる情報のうち、個人の寄付者の情報、寄付企業等の代表者の押印の印影、寄附企業の連絡担当者の情報が非開示とされる。それら以外は、寄附金額、寄附の目的及び条件、受入れ教員の氏名・所属（講座等）なども含め、情報を全面開示とすること適切な対応慣行になってきている⁵。

（２）共同研究・受託研究に関する情報公開

大学において共同研究・受託研究の申込みの受理や、その受入れの可否判断のために書類が作成される。これらの書類に含まれる情報は、①「手続きに関する情報（受託研究・共同研究申込み日、年度、開催日、受付・整理番号、承認日など）」、②「契約相手方（委託者、共同研究相手先）に関する情報（組織名・代表者名・肩書き、住所、担当者その他（連絡先）」、③「研究費に関する情報（契約総額、年度別の契約金額、決算額）」、④「研究課題、内容に関する情報（治験にあつては薬品名）」、⑤「研究体制に関する情報（大学側研究代表者の氏名・所属（講座等）、研究担当者の氏名・所属（講座等）、企業側の研究担当者の氏名・所属）」、⑥「研究成果に関する情報」などである。

共同研究・受託研究関係の情報の開示請求を受けた大学の一般的な対応は、大学側の教員名、金額

⁴ 会計検査院長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

⁵ 奨学寄附金が異議申し立ての対象となった答申が近年ないことから、この公開のルールが定着しているものと思われる。

などを開示し、委託元・共同研究の相手先やテーマに関する情報は不開示とするというものである。ただし、政府、独立行政法人研究機関、地方公共団体、公益法人などについては、委託元・共同研究の相手先団体の名称、研究テーマ・題目、研究目的、研究期間などの情報を、原則、開示しており、これら公的団体からの委託・共同研究は情報を開示すべきであるとされている。民間企業関係については、大学が企業に意見照会し、企業から開示反対の意向が示された場合において、民間企業の名称、研究課題、研究目的、研究期間等の情報は、それぞれの事情を勘案し、公にすることにより当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるとの判断が審査会から示されている。

ただし、審査会から大学に対し、不開示部分について開示することによる支障の有無を改めて個別に確認の上で提示するよう求めている事例もあり、学会や論文等で公表されているものや大学や企業自身のホームページで公表されているものがあることから、これらは不開示とする理由がなく、開示すべきとの判断が示されている⁶。また、共同研究における相手方の民間企業の研究員の所属、職名及び氏名は、当該研究員個人の情報であり、法5条1号の特定の個人を識別することができるものに該当するとし不開示が妥当との判断が審査会で支持されている。

4. 近年の審査会における国立大学法人にかかる産学連携関係の答申と特徴的事例

審査会における国立大学法人にかかる産学連携関係の近年の答申を表に示す。以下、最近の特徴的事例を分析する。分析で個別の答申に言及する場合、表の「番号○」と表記する。

(1) 兼業の扱い

「番号4」は、特定の教員の兼業依頼書と回答文書のすべてを求める請求に関する事例であり、大学はその存在を明らかにしないで開示請求を拒否したものである（なお、ホームページの教員プロフィール等でも兼業の事実は明らかにされていないとの判断が、この判断を支えている）。特定教員の兼業に係る届出書及び承認書につき、その存否を答えるだけ当該教員が兼業届を提出したという事実の有無又は兼業を行っていたという事実の有無を明らかにするものであり、法5条1号本文前段に該当し（同号ただし書イないしハに該当する事情も存しないと認められることから）、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、妥当であると審査会は判断している。なお「番号14」では、大学が保有していないとし不開示にしていたが、委員会として（大学の対応が適切ではなかったと推測されるものの）、大学が一端保有していないとしたことを取り消す意味はないとして、結論においてはその大学の対応は妥当との判断を示している。以上まとめると、兼業に関しては法5条1号本文前段に該当するので、文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとされる。

(2) 共同研究・受託研究等の一覧表記載の大学担当教員名及び相手先企業名

「番号5」は、担当教員名と委託元の企業名が開示され、企業が大学の判断に異議を申し立てた事例である。本件開示請求は、大学の研究所の受託研究の受入一覧（契約相手方、研究者名、研究題目、金額の分かるもの。平成18～22年度分）の開示を求めるものである。大学は、文書として研究所保有の受託研究一覧（平成18年度ないし同22年度）を特定した。本件対象文書には、①「通番」、②「委託者名」、③「課題名」、④「研究担当者」、⑤「契約日」及び⑥「受入額の合計」が記載されている。大学は、①「通番」、②「委託者名」及び④「研究担当者名」（教員の職務遂行に係る情報であるとして開示）については、法5条の不開示情報に該当しないとして開示、③「課題名」、⑤「契約日」

⁶ 答申 平成20年度（独情）029-30 p.7

及び⑥「受入額の合計」については法５条２号イに該当し不開示とする判断を行った（③、⑤、⑥に係る判断は問題になっていない）。このうち②及び④の扱いに委託元企業が異議を唱えた案件である。

②については委託企業名も開示することが適切とされた。大学から意見照会を受けた企業は、法５条２号イに該当し公開すべきではないと反対したが、審査会は、企業のホームページ上に掲載された財務情報である決算短信において自らが大学の研究所に研究を委託していることを明らかにしていることが認められるとし、企業が大学の研究所に委託して研究を行っていることが公になっている以上、委託者名を開示することにより、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法５条２号イに規定する不開示情報に該当しないと認められるとした。

表 内閣府情報公開・個人情報保護審査会における国立大学法人にかかる産学連携関係の近年の答申

番号	答申日 (平成)	答申番号	大学	情報公開請求の対象となつた産学連携等の活動	諮問日 (平成)
1	20.06.18	平成20年度(独情) 29	金沢大学	受託研究	19.10.18
2	20.06.18	平成20年度(独情) 30	金沢大学	共同研究	19.10.18
3	21.12.24	平成21年度(独情) 37	東京大学	寄附金、受託・共同研究	20.12.24
4	23.12.14	平成23年度(独情) 63	筑波大学	兼業	22.10.29
5	24.04.11	平成24年度(独情) 1	東京大学	受託研究(注1)	23.10.26
6	24.04.11	平成24年度(独情) 2	東京大学	共同研究(注1)	23.10.26
7	24.05.18	平成24年度(独情) 7	筑波大学	受託・共同研究	23.12.15
8	24.06.27	平成24年度(独情) 13	筑波大学	兼業	24.04.20
9	24.07.11	平成24年度(独情) 14	金沢大学	倫理審査申請書等	22.10.18
10	24.09.26	平成24年度(独情) 30	東京大学	共同研究(注1)	24.05.11
11	24.09.26	平成24年度(独情) 31	東京大学	受託研究(注1)	24.05.11
12	24.10.11	平成24年度(独情) 33	東京大学	共同研究(注1)	24.07.27
13	24.10.11	平成24年度(独情) 34	東京大学	受託研究(注1)	24.07.27
14	24.10.24	平成24年度(独情) 37	東北大学	兼業	24.05.21
15	24.12.05	平成24年度(独情) 42	筑波大学	寄付金、受託研究、共同研究	24.06.01
16	25.03.21	平成24年度(独情) 57	東京大学	受託研究、共同研究	23.07.25
17	25.05.22	平成25年度(独情) 8	九州大学	共同研究	24.06.27
18	25.06.19	平成25年度(独情) 11	東京大学	動物実験計画	24.11.15
19	25.06.19	平成25年度(独情) 12	東京大学	動物実験計画	24.11.15

資料：内閣府情報公開・個人情報保護審査会ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/>)の答申（平成20年度）から筆者が整理。個別の答申状況は http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/index_t.html 参照

（注1）その主張等から同一人と推定される共同研究相手企業、委託元企業が開示に係る第三者照会を踏まえ大学の開示決定に異議を申し立てた案件である。（注2）国立大学法人への請求では他、入試に関する情報開示請求等がある。

④については、大学への委託研究は大学の規則に基づき行われるもので、研究担当者による委託研究の遂行は当該研究担当者に係る職務遂行情報に該当するものと認定されている。企業側は、職務遂

行情報であったとしても、法5条1号ただし書ハでは、「職及び当該職務遂行情報の内容の部分」の開示に限られ、研究担当者の氏名は不開示とすべきであると主張した。しかし、職務遂行に係る情報に含まれる当該大学の教職員の氏名の取扱い、⁷「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）⁷に準じ、教職員の氏名を公にしているものであった。これを踏まえ、研究担当者名は、当該研究担当者についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報に該当するが、当該大学における職務遂行に係る情報に含まれる教職員の氏名については公表慣行が認められるので、同号ただし書イに該当し不開示情報に該当しないと審査会により判断されたものである。「番号6」、「番号10～13」でも上記2点が企業と大学で争われているが、同様の結論が審査会で得られている。

（3）共同研究契約書の内容

「番号17」は、情報公開請求に基づき大学が「共同研究契約書（軽水炉中の水素挙動に関する研究）」を対象文書として特定し、契約書中の「研究内容」、「研究経費」、「研究期間」を不開示とし（残りを開示）たところ、請求者が異議を申し立てた事例である。なお、本件では企業名、大学の研究担当教員の名前は開示されたものと推察される。

大学が共同研究相手の企業に照会を行ったところ、企業から共同研究契約書中の「研究内容」、「研究経費」、「研究期間」について不開示とすべきとの意見が出されたことを踏まえ、大学として検討した結果、これらを不開示としたが、審査会も、研究開発戦略に係る機微な内部情報であって、企業戦略における重要な営業秘密と言えるとして、大学の判断を妥当としている。

（4）政府系機関からの受託研究契約関係書類

本件開示請求は、大学の研究所が保有する、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の特定の採択テーマに関するNEDO、大学の研究所及び異議申立人の業務委託契約関係書類並びに大学の研究所及び異議申立人との再委託先との契約関係資料の全ての開示を求めるものである。大学は請求を受け、文書1～5（文書1：業務委託契約書及び委託業務実施計画書、文書2：業務委託変更契約書（特定日A付け）、文書3：業務委託変更契約書（特定日B付け）及び委託業務変更実施計画書、文書4：経費発生調書関係書類一式（平成20年度）、文書5：経費発生調書関係書類一式（平成21年度））を特定した。大学は、文書1～文書5（本件対象文書）の一部を法5条1号、2号ただし書きイ並びに4号柱書き及びホに該当し不開示とするが、その余の部分は同条の不開示情報に該当しないとして開示すると判断した。これに対し、NEDOから大学の研究所と連名で受託した企業は、文書1～文書3について大学が開示するとした部分に異議を申し立てた（なお、文書4、5の扱いについて争いはない）。

文書1は、①業務委託契約書、②その特別約款である国立大学法人との業務委託契約に係る特別約款、附属資料である③-(i)経費発生様式及び③-(ii)業務委託費積算基準（国立大学法人用）並びに④委託業務実施計画書から構成されている。

①業務委託契約書に関して、大学は、業務委託契約書の契約金額等の金額部分及び異議申立人の社印及び代表者印の印影は法5条2号イに該当し不開示とするが、その余は法5条の不開示情報に該当しないとして開示するという原処分を行った。企業は、開発における競争上の地位に実質的影響がある記述部分と実質的影響のない部分を分別することはできず法5条2号イに該当し、また、大学の研究・開発者にとっても開示すれば不利益となることから、同条4号トにも該当するとして不開示を求

⁷ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/110624_01.pdf

めた。審査会は、企業が不開示とすべきとする部分は、公になっているNEDOの業務委託契約標準契約書の内容に則ったものであり、委託業務の具体的な内容も既にNEDOのホームページで公になっていると認められるので、法5条2号イに該当しないと判断した。(なお、②特別約款は、東京大学とNEDOとの契約に係る文書であり、③-(i)、③-(ii)は、NEDOにおいて公にしているもので、異議申立人も異議を明示していないと解される。)

④委託業務実施計画書に関しては、大学は、委託業務実施計画書に記載された実施細目の一部である公になっていない具体的な研究内容は法5条4号ホに該当し、研究体制のうち、社員の氏名等、再委託先の氏名等の一部は同条1号、業務管理者の氏名等、再委託先の氏名等の一部は同条2号イに該当し、国立大学法人の電話、FAX、E-Mailアドレスは同条4号柱書きに該当し、知的財産権の帰属及び経費の金額については、同条2号イに該当し不開示とするが、その余は同条の不開示情報に該当しないとして開示すると判断した。これらに関して企業と大学との間で争いがあったが；

(i)「実施計画の内容」については、既にNEDOのホームページ等でその内容が公になっているなど、研究のノウハウに係る具体的な内容は記載されていないこと、(ii)研究体制の内容については、記載された委託先が大学からの照会に対して開示に応じている部分であること、(iii)「積算」という項目については、全体の総括表及び個々の委託先等の総括表の様式部分を開示しているものであることから、開示しても、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当しないと審査会において判断された

なお、企業は契約書や実施計画書は一体となったもので（不開示部分が含まれている場合に）部分開示できないと主張したが、審査会は、不開示情報は明確に区分して取り除くことができ、開示している部分は文書の内容として理解できる有意なものであるとして、企業の主張を支持していない。また、文書2、3についても文書1と概ね同じ判断が審査会によりなされている。

5. まとめ

国立大学法人へ産学連携に係る情報公開請求があった場合、国立大学は概ね以下のような対応を行うことが適切とされる。関係者はこれらを踏まえて、産学連携活動や情報公開請求に適切に対応することが求められる。

①兼業に関しては、その有無を含めて公開しない。

②国立大学への企業からの委託研究や共同研究の場合、大学側の研究担当者名は大学の職務執行に係る情報として（大学に氏名の公開慣行がある場合）公開する。

③委託元・共同研究相手の企業名は一般に公開しないが、企業自らホームページその他で公開している場合は、公開する。

④一般に「研究内容」、「研究経費」、「研究期間」は、企業の研究開発戦略に係る情報として公開しない。ただし、公的研究費に採択された研究を行っている場合は、資金提供機関、大学、企業がホームページ等で採択案件の概要等を情報公開している場合、情報公開されているレベルの情報は公開する。

なお、この期間での国立大学法人へは倫理審査委員会や動物実験計画関係の請求もあるが、紙数の関係もありその分析は別の機会としたい。また、治験への企業関係者の関与等が明らかになったことも含め、大学研究への企業の研究資金提供への関心は今後ますます高まることも想定され、情報公開請求へ適切に対応することが求められる、審査会の判断が変化する可能性も考えられ今後の動向にも注目していくことが必要である。